一　発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの
二　最高使用圧力が二メガパスカル未満のもの
三　最高使用温度が摂氏二百五十度未満のもの
四　運転時等において、人体に危害を及ぼさないように、蒸気タービン本体が発電機と一体のものとして、一の筐体に収められているもの又は施錠その他の通行制限のための措置が講じられている部屋に収められているもの
五　蒸気タービン本体の損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該蒸気タービン本体の車室（ケーシングその他これに類するものを含む。）又はこれが収められている筐体の外部に飛散しない構造を有するもの
六　同一の火力発電所の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置された労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の適用を受けるボイラーから蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするもの又は同一の火力発電所の構内以外から蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするもの

第五条　電気事業法施行規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備は、前条に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

第六条　電気事業法施行規則別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中⑵の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備は、第四条に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

第七条　電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第七号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

一　発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの
二　最高使用圧力が千キロパスカル未満のもの
三　最高使用温度が摂氏千四百度未満のもの
四　発電機と一体のものとして一の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるもの。ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りでない。
五　ガスタービンの損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの

第八条　電気事業法施行規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型のガスタービンを原動力とする火力設備は、前条に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

○経済産業省告示第三十九号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十四日から施行する。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣　海江田万里

第四条第二号のニイ中「平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号」を「平成二十三年経済産業省告示第三十八号第七条各号」に改める。

○国土交通省告示第二百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　⑴　砂防法第二条の土地の表示
上エ山川
⑵　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地の区域
兵庫県朝来市和田山町枚田字上エ山
一四八番三
一五〇番一〇

○国土交通省告示第二百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
武智川
⑵　砂防法第二条の土地の表示
長野県諏訪郡富士見町落合九八九一のイの二番内三等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第七十三号に掲げる土地の区域及び平成元年建設省告示第千三百五十三号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一八八度四四分二一秒　一二〇八・〇八八メートルの地点　一号
標柱一号から三五二度三五分〇二秒　三三五・七一九メートルの地点　二号
標柱二号から三〇〇度二三分三一秒　六八・〇一五メートルの地点　三号
標柱三号から二五九度〇六分二五秒　一二〇・九〇三メートルの地点　四号
標柱四号から三一五度三六分一九秒　五四・二八五メートルの地点　五号
標柱五号から二度〇六分二〇秒　一七三・九七六メートルの地点　六号
標柱六号から二九度三九分三五秒　五九・五九六メートルの地点　七号
標柱七号から三四六度五五分五一秒　七三・六〇五メートルの地点　八号
標柱八号から一〇度二二分〇六秒　六〇・五九六メートルの地点　九号
標柱九号から二八九度〇三分五七秒　三〇九・一二〇メートルの地点　十号
標柱十号から六度五六分三八秒　一三三・一八九メートルの地点　十一号
標柱十一号から三二四度〇三分五四秒　四九四・五一八メートルの地点　十二号
標柱十二号から三三二度四九分四六秒　三〇三・〇八七メートルの地点　十三号
標柱十三号から二九八度五三分一三秒　七四・三四三メートルの地点　十四号
標柱十四号から三五五度三四分一三秒　二九・五五八メートルの地点　十五号
標柱十五号から八五度三四分一三秒　二〇・〇一七メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一七度四四分四五秒　一〇五・七八六メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五四度三四分〇五秒　二六九・二四六メートルの地点　十八号
標柱十八号から一四一度〇五分四一秒　二五二・四八九メートルの地点　十九号
標柱十九号から一四九度〇三分五九秒　二八七・八七八メートルの地点　二十号
標柱二十号から一八五度四九分一六秒　一三〇・六二二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一三三度五〇分二二秒　一一四・二五四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一〇二度二一分二三秒　一四〇・四四九メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から九七度三八分一六秒　四九・六四九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一五九度三八分四四秒　三九・七八四メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一七九度五〇分三六秒　一〇一・六三四メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一九八度一一分〇〇秒　四五・四八九メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一七九度一〇分一五秒　九五・二一一メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二〇五度一三分四七秒　一八・二六九メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一八七度〇四分一〇秒　三三・三一四メートルの地点　三十号
標柱三十号から一二四度五七分三五秒　三〇・九一八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三五度二〇分一三秒　八六・七九七メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一〇二度五〇分五七秒　一五八・三八三メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一六二度三七分三三秒　三五五・一三〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一七〇度三三分二八秒　一三二・二二〇メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二三九度五七分五七秒　八〇・二四五メートルの地点　三十六号